

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、  
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフの手続きの手順

ハガキの書き方の例

- 一、契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外もあります）に、書面で通知します。
- 二、ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 三、ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 四、支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、解約できる場合があります。  
あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの**消費生活センター**にご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし ☎ **188**

お近くの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

消費生活相談 受付時間 月～金曜日：午前9時～午後5時  
日曜日：午前9時～午後4時(電話相談のみ)

☎ **029-225-6445**

消費生活センターってどんなところ？

本人だけでなく家族やヘルパーなど  
周りの人からも相談できます

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

# 誰もがみんな見守隊！！ 高齢者見守隊！！



皆さんの見守りや声掛けで悪質商法の被害から高齢者を守ることができます。  
 また高齢者本人の「気付き」につながることもあります。  
 高齢者のみなさん、「あれ？」と思ったらまず身近な人に相談しましょう。

日曜日も相談できます

☎ **茨城県消費生活センター**

☎ **029-225-6445** いばらき消費生活ナビ 検索

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** お近くの消費生活相談窓口につながります  
 相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

不審な電話・メール・ハガキは、まず、相談!

ニセ電話詐欺相談ダイヤル ☎ **029-301-0074** オレオレナシ

警察相談専用電話 ☎ **#9110** 24時間対応

茨城県警察本部